

協働推進事業の見直しの方向性について

令和元年10月17日
令和元年度第4回市民活動推進委員会

目次

- 1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ
- 2 協働推進事業見直しの背景
- 3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ
- 4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会
- 5 今後の重点議題
- 6 今後のスケジュール(案)

協働推進事業の見直し 説明フロー

1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ

- (1) 茅ヶ崎市における「協働」
- (2) 協働推進事業のあり方を規定するもの
- (3) 目的の一部を共有する制度

2 協働推進事業見直しの背景

3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会

5 今後の重点議題

6 今後のスケジュール(案)

- ①茅ヶ崎市総合計画基本構想
- ②「茅ヶ崎市自治基本条例」
- ③「茅ヶ崎市市民活動推進条例」
- ④「協働のガイドライン」

①茅ヶ崎市総合計画基本構想

現行の総合計画基本構想(平成23年度～令和2年度)では、
「新しい公共の形成」を**市政の基軸**の1つとしている。

※「新しい公共の形成」とは…

従来は行政が独占してきた領域を、民間に広く開放したり、**行政だけでは実施が難しい領域を協働で担う**考え方



新しい“2つの基軸”による行政運営の転換

新しい公共の形成

行政が関与するサービスが増えてきましたが、民間団体や民間企業自らが市民サービスを担うという認識が広がり、そのために活動することに生きがいを見いだす人も増えています。

複雑・多様化する市民ニーズに対応していくため、適切な受益と負担のもと、民間団体や民間企業の知恵を生かした市民サービスの提供が求められています。

こうした市民サービスの提供主体となりうる民間団体や民間企業など、多様な主体の自立的活動や**行政との連携・協働※**を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進めます。

行政経営の展開

限りある行政資源(財源、人員など)で、効果的・効率的に質の高いサービスを提供するため、民間的経営手法を取り入れ、経営感覚をもって行政を運営します。

明確な成果目標を設定し、それを達成することにより成果を示し、その成果を評価することにより、政策の改善につなげるPDCA※サイクルの仕組みを構築し、市民ニーズに対応した効果的・効率的な政策を展開します。

①茅ヶ崎市総合計画基本構想



5つの政策共通認識

「政策共通認識」の1つに「協働」が位置づけられている。

※「政策共通認識」とは…

まちづくりの基本理念を具体的に進める際に、前提となる認識。政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項として掲載されている。

Ⅲ. 協 働

視 点

少子高齢化や核家族化などの諸問題の対応をはじめ、複雑・多様化する市民ニーズの中で、心豊かな暮らしを支えていくため、市民活動団体や事業者などの特性を生かした連携や役割分担によって、行政だけで対応できない地域課題の解決に、市民・事業者・行政が協力して行動することが協働※のまちづくりです。

さまざまな分野の政策・施策で、行政が真に担うべき施策・事業・サービスを見極め、多様な主体との協働※によって、市民ニーズに対し、よりきめ細かく対応する市民サービスの提供が可能です。

協働※の推進やコーディネートを担う行政内部の人材や組織、主体的・自立的に活動できる市民活動団体や事業者などが着実に育ち、対等な相互の信頼関係のもとに活動し、協働※により持続して安定した市民サービスを着実に提供することが大切です。

②茅ヶ崎市自治基本条例

(平成22年4月1日施行)

(協働)

第26条 市民及び市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性及び特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとする。

③茅ヶ崎市市民活動推進条例

(平成17年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、市民活動を推進するための必要な環境を整備することにより、市民活動の活性化を図り、もって協働による活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条

(2) 協働 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。

③茅ヶ崎市市民活動推進条例

(平成17年4月1日施行)

(市の施策)

第8条 市は、第4条の規定に基づき市民活動を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 市民活動の場所の提供に関する事。
- (2) 財政的支援に関する事。
- (3) 情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の交流及び連携の推進に関する事。
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関する事。
- (6) 人材の発掘及びその育成に関する事。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

③茅ヶ崎市市民活動推進条例

(平成17年4月1日施行)

(協働事業)

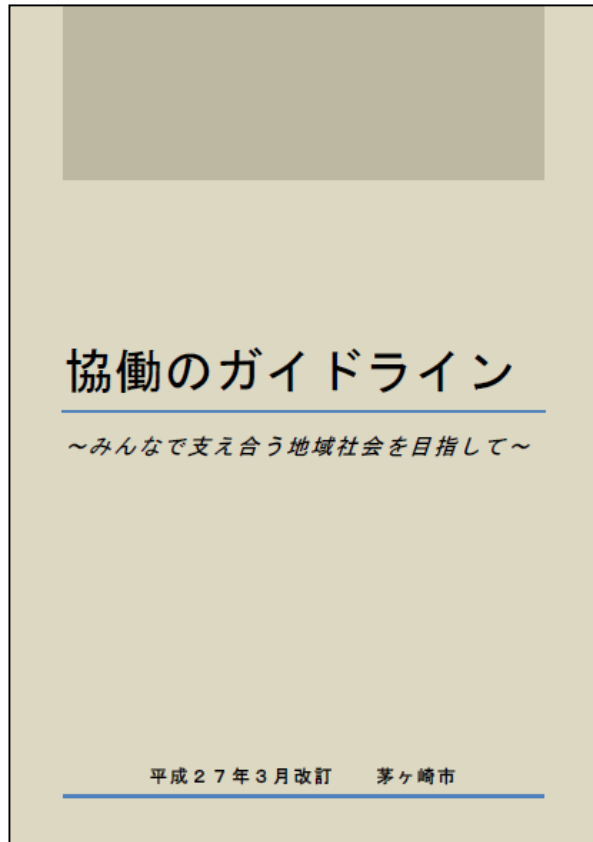
第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たっては、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、事業の目的を理解し、及び認識すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、及び尊重すること。
- (3) 市は、市民活動を行うものの自主性及び自立性を尊重すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、事業の内容、過程及び結果を公開すること。

2 市と市民活動を行うものの協働により行う事業は、協働による効果が発揮されるものでなければならない。

3 市は、市民活動を行うものと協働して事業を行うときは、その計画の策定から市民活動を行うものと協働するよう努めるものとする。

④協働のガイドライン



⇒【資料3】をご覧ください

平成27年3月改訂

協働推進事業の見直し 説明フロー

1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ

- (1) 茅ヶ崎市における「協働」
- (2) 協働推進事業のあり方を規定するもの
- (3) 目的の一部を共有する制度

2 協働推進事業見直しの背景

3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会

5 今後の重点議題

6 今後のスケジュール(案)

- ①協働推進事業の見直しの考え方
- ②協働推進事業の制度の変遷
- ③協働推進事業募集要項

①協働推進事業の見直しの考え方



⇒【資料4】をご覧ください

平成27年3月改訂

②協働推進事業の制度の変遷

⇒【資料5】をご覧ください

③協働推進事業 募集要項

令和元年度 (令和2・3年度 事業実施)
協働推進事業 募集要項

協働推進事業を募集します!!

市民サービスの拡充に向けて市民活動団体等の力を効果的に、継続的に生かすことのできる制度です。

・市民提案型協働推進事業
意見交換会に必ず御参加ください
※意見交換会の詳細はP4参照

応募書類締切日 **10月21日(月)**

*意見交換会に参加の上、担当課との協議の内容を踏まえ、応募書類を提出してください。

ちがさき市 協働推進事業
〒253-8686 ちがさき市茅ヶ崎一丁目1番1号
TEL 0467-82-1111 (代表) / FAX 0467-87-8118
E-Mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

⇒【資料6】をご覧ください

毎年7月配布

協働推進事業の見直し 説明フロー

1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ

- (1) 茅ヶ崎市における「協働」
- (2) 協働推進事業のあり方を規定するもの
- (3) 目的の一部を共有する制度

2 協働推進事業見直しの背景

3 「協働推進事業」から「(仮称)協働新たな協働推進制度」へ

4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会

5 今後の重点議題

6 今後のスケジュール(案)

- ①提案型民間活用制度
- ②市民活動げんき基金補助事業

①提案型民間活用制度

★「新しい公共の形成(公民連携)」の推進を担う制度

提案型民間活用制度は、民間団体、民間事業者、行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り、「新しい公共の形成」を促進するための制度として導入するものです。(提案型民間活用制度ガイドライン より)

★「提案型」制度

市民からの「提案型」であるという点においても、協働推進事業と類似

★2つの制度の違い

- ・事業実施形態、実施体制
- ・対象とする領域 等

⇒詳しくは、「【資料●】見直しの考え方(P. 4)」へ

平成30年度提案型民間活用制度提案募集

茅ヶ崎市の仕事をやりませんか？ 委託先を募集！

市が実施するよりも効率的かつ効果的な事業実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねていきたいと考えています。
「うちだったらこういうことができます！」というアピールを是非お寄せください。
審査会においてよい内容と判断されれば、3年間委託事業として実施することができます。仕事をゲットするチャンスです!!!

➡ 興味があれば、まずは、市役所まで!!
みなさまの得意分野教えてください!!

説明会開催 ~制度説明から募集の概要について~
開催日: ① 6月 6日(水) 14:00~15:30
② 6月28日(木) 18:30~20:00
場 所: 茅ヶ崎市役所分庁舎6階 コミュニティホール
※各回内容は同じです。申込制のため、前日までにお申し込みください。

当日はこれまでの
採択事例も
紹介するぞよ

提案について

○提案主体 民間団体・民間事業者(提案を実施できる団体に限ります)

○事前確認(担当課ヒアリング)
みなさまの得意分野をまず教えてください。
市からは、具体的に市の現在行っている業務について詳細をお話しします。
ヒアリングを重ねた中で、委託の提案内容を固めていただきます。
期間: 5月28日(月)~9月14日(金)

○事業提案募集受付
ヒアリングを実施したのち、提案内容が固まりましたら、申請書を提出してください。
期間: 7月2日(月)~9月28日(金)

申込・問い合わせ: 茅ヶ崎市企画部行政改革推進室
0467-82-1111 (内線 2532)
(詳細は市ホームページ掲載の募集要項参照: 5月28日公表予定)

お気軽に
ご相談下さい

②市民活動げんき基金補助制度



★「市民活動の推進」を担う制度

いずれも、市民サービスの提供と市民活動団体の育成支援という目的を持つ

★2つの制度の違い

協働推進事業が市民活動団体と行政の目的を共にした**事業協力型**の事業であるのに対し、

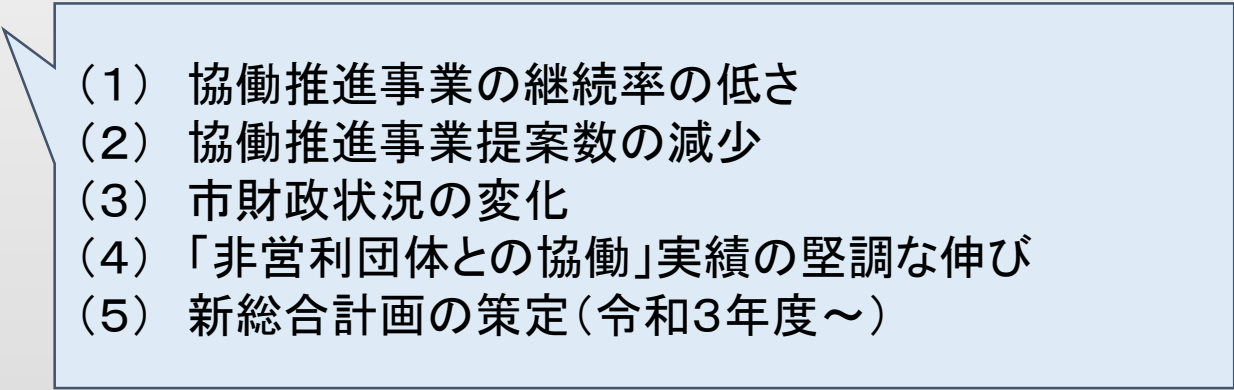
市民活動推進補助事業は、市民活動団体の先駆性、専門性などの特性を生かした**自主事業**であり、行政の手の行き届かない市民サービスを担う。

市民活動げんき基金補助事業		協働推進事業
・市民活動の推進 ・団体の自立の促進	目的	多様化・複雑化した市民ニーズ・地域課題に対応する
市民活動団体	実施主体	市民活動団体と行政(担当課)
財政的支援(補助金の交付)のみ	実施形態	事業協力(事業費負担、事業実施、周知・・・等)
1年間	事業期間	原則2年間

協働推進事業の見直し 説明フロー

1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ

2 協働推進事業見直しの背景

- 
- (1) 協働推進事業の継続率の低さ
 - (2) 協働推進事業提案数の減少
 - (3) 市財政状況の変化
 - (4) 「非営利団体との協働」実績の堅調な伸び
 - (5) 新総合計画の策定(令和3年度～)

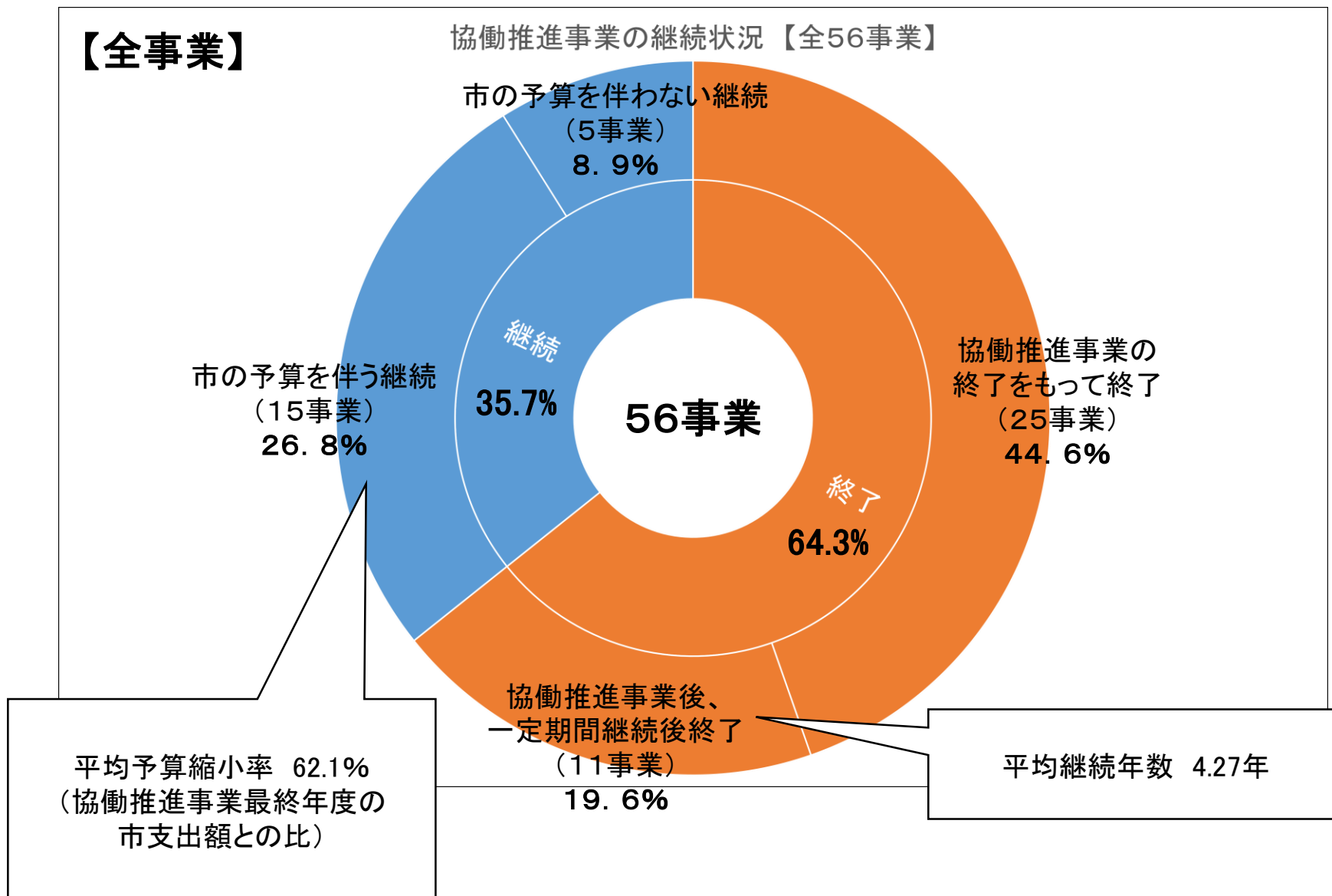
3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会

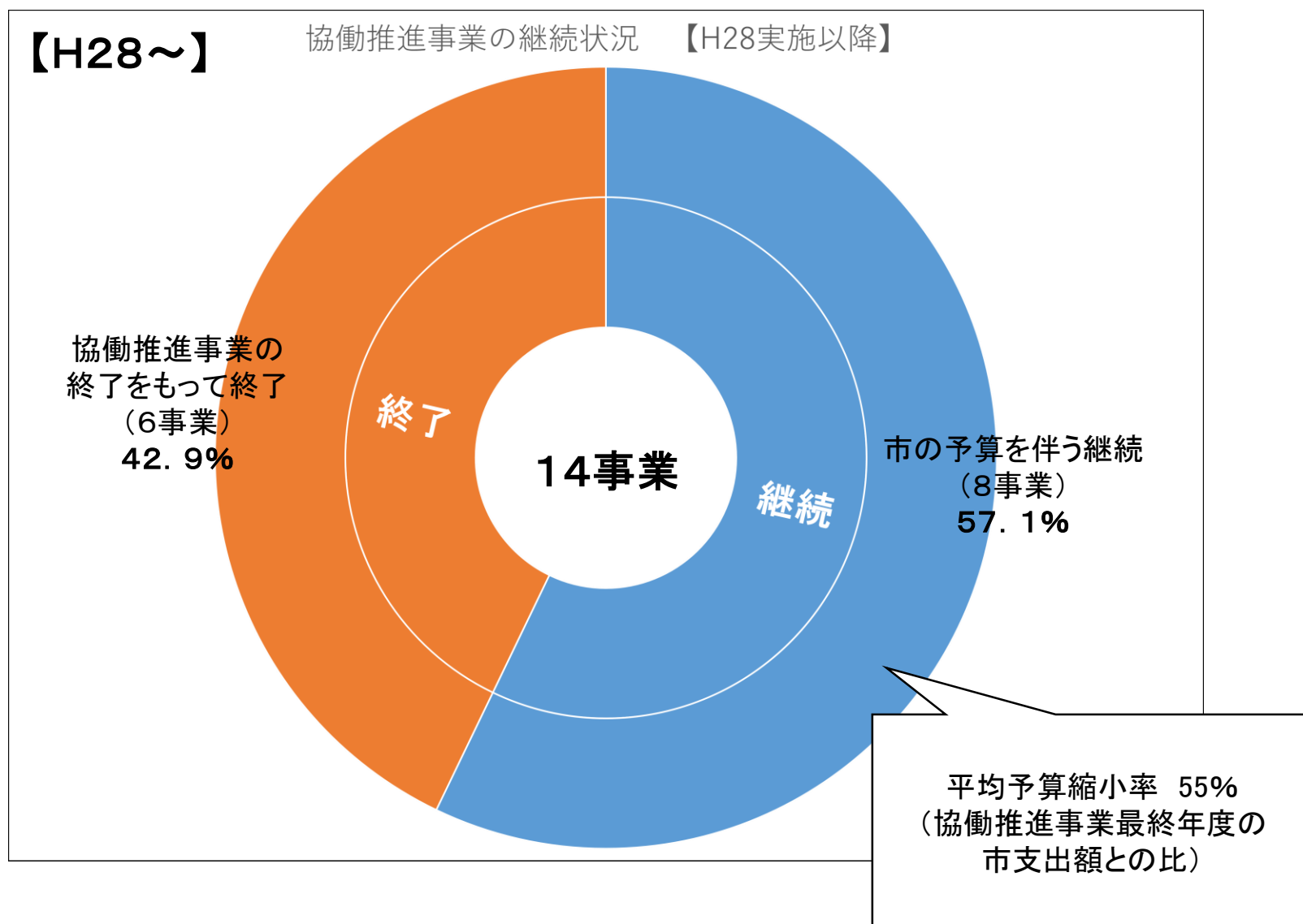
5 今後の重点議題

6 今後のスケジュール(案)

(1) 協働推進事業の継続率の低さ



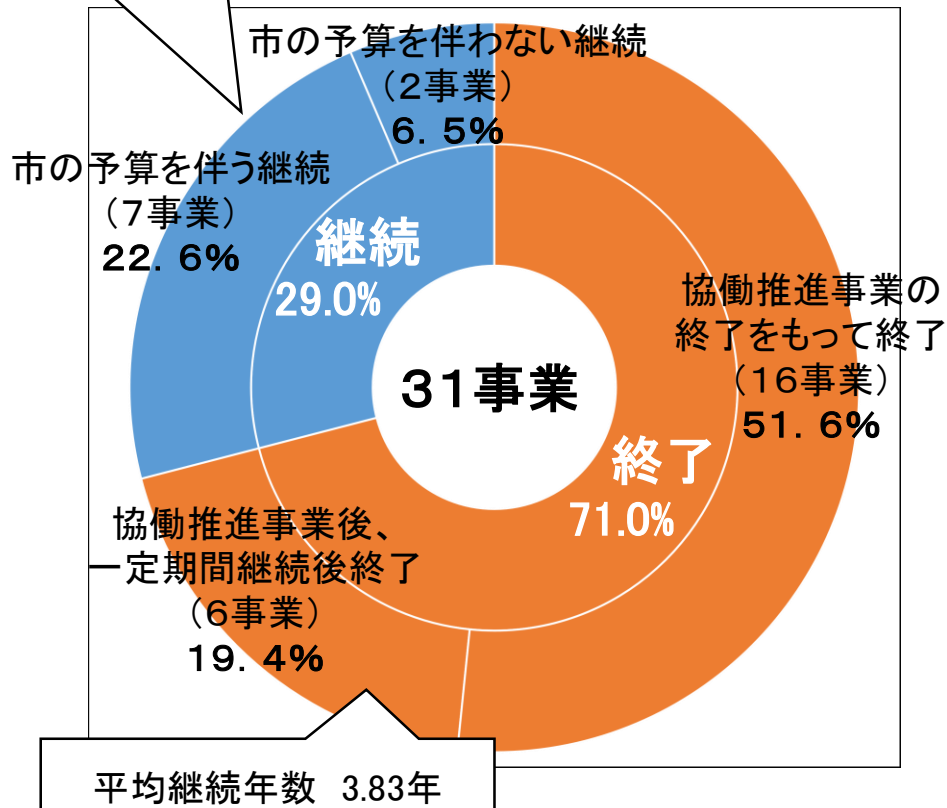
(1) 協働推進事業の継続率の低さ



(1) 協働推進事業の継続率の低さ【提案の型別】

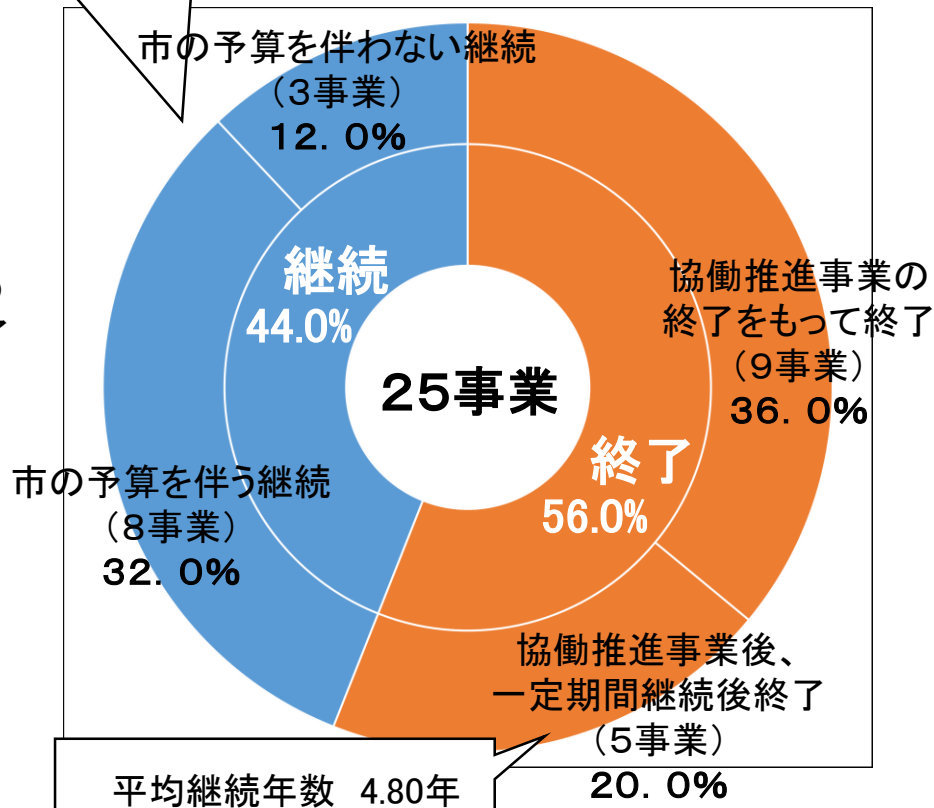
【行政提案型】

平均予算縮小率 52.1%
(協働推進事業最終年度の
市支出額との比)

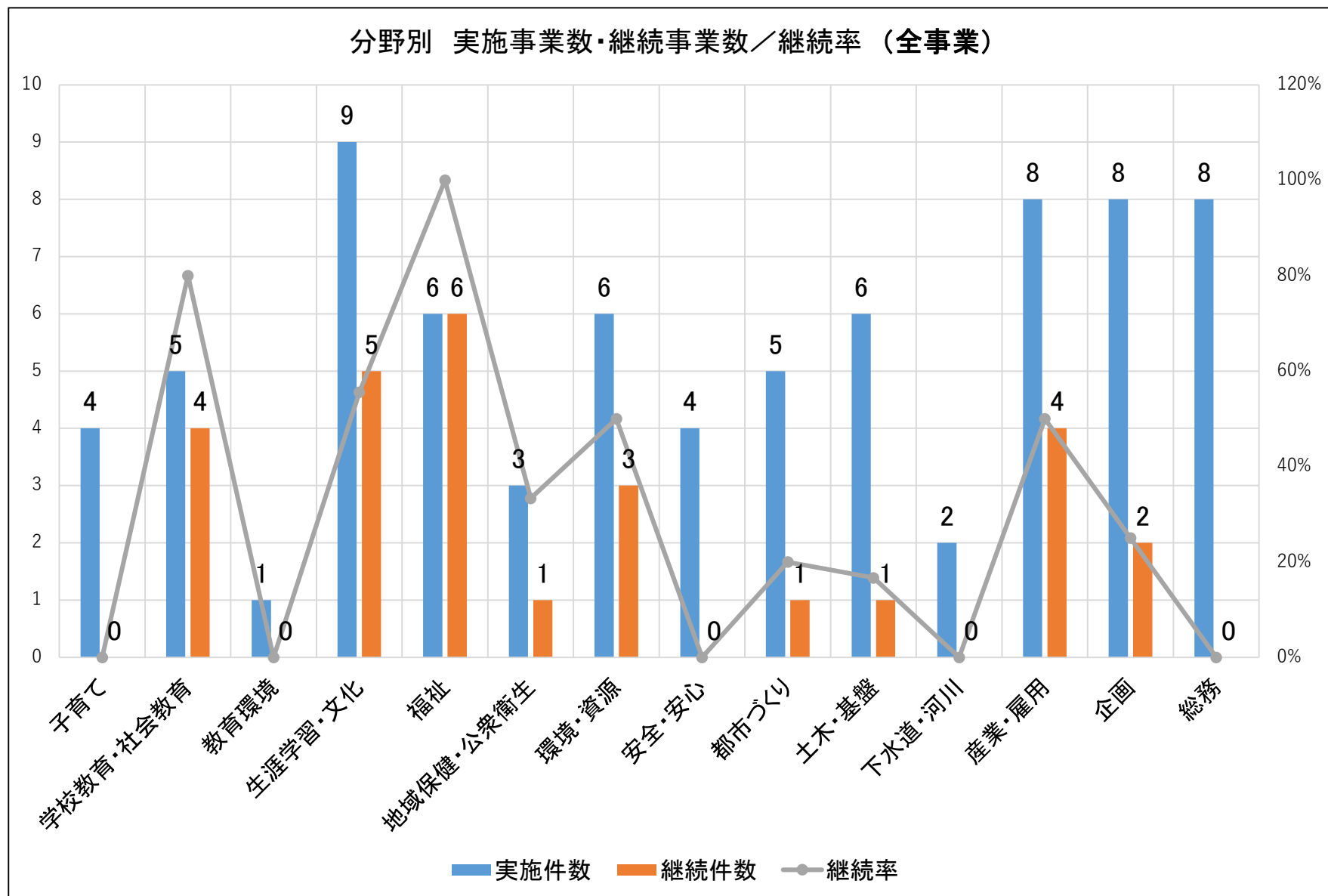


【市民提案型】

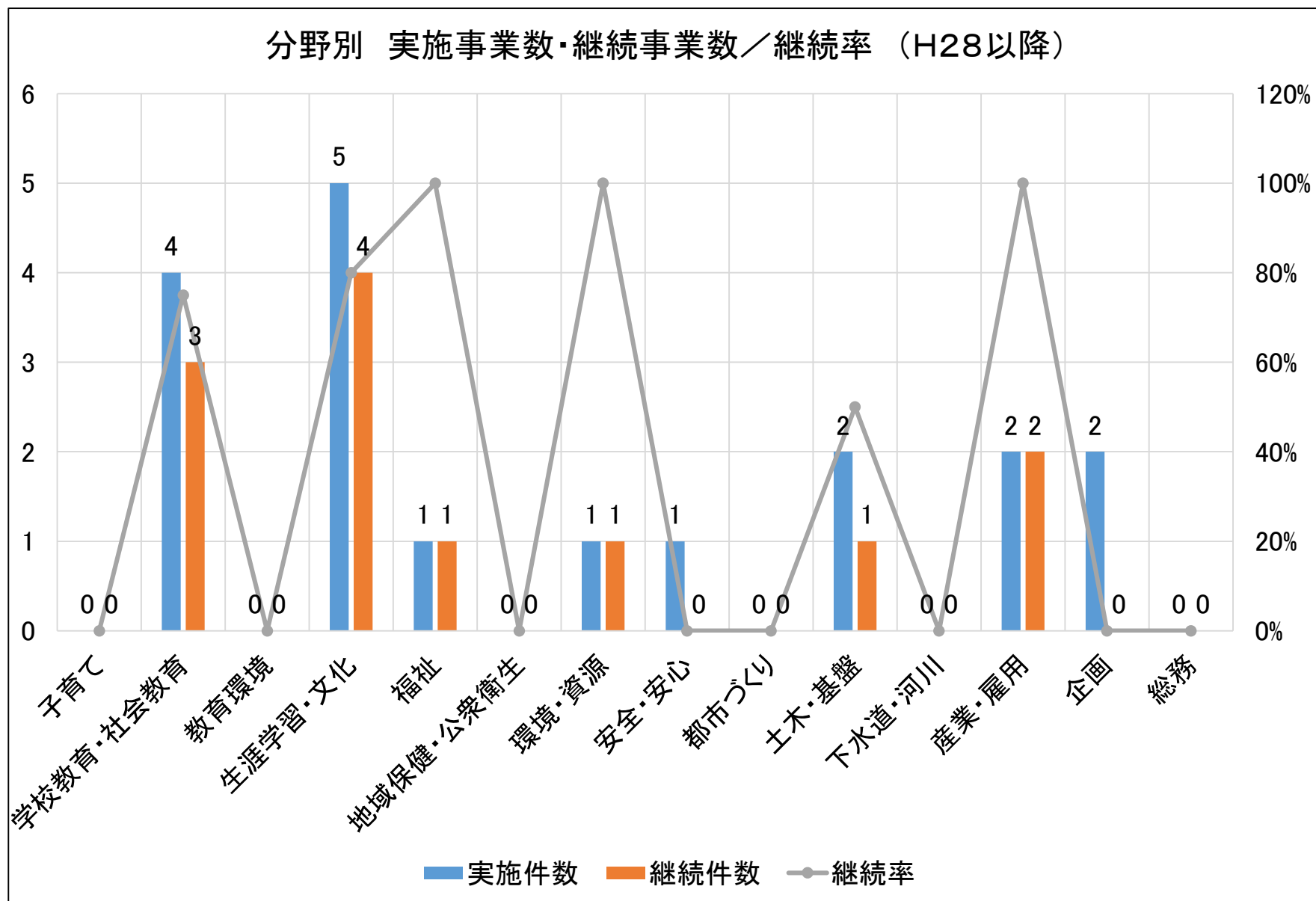
平均予算縮小率 70.8%
(協働推進事業最終年度の
市支出額との比)



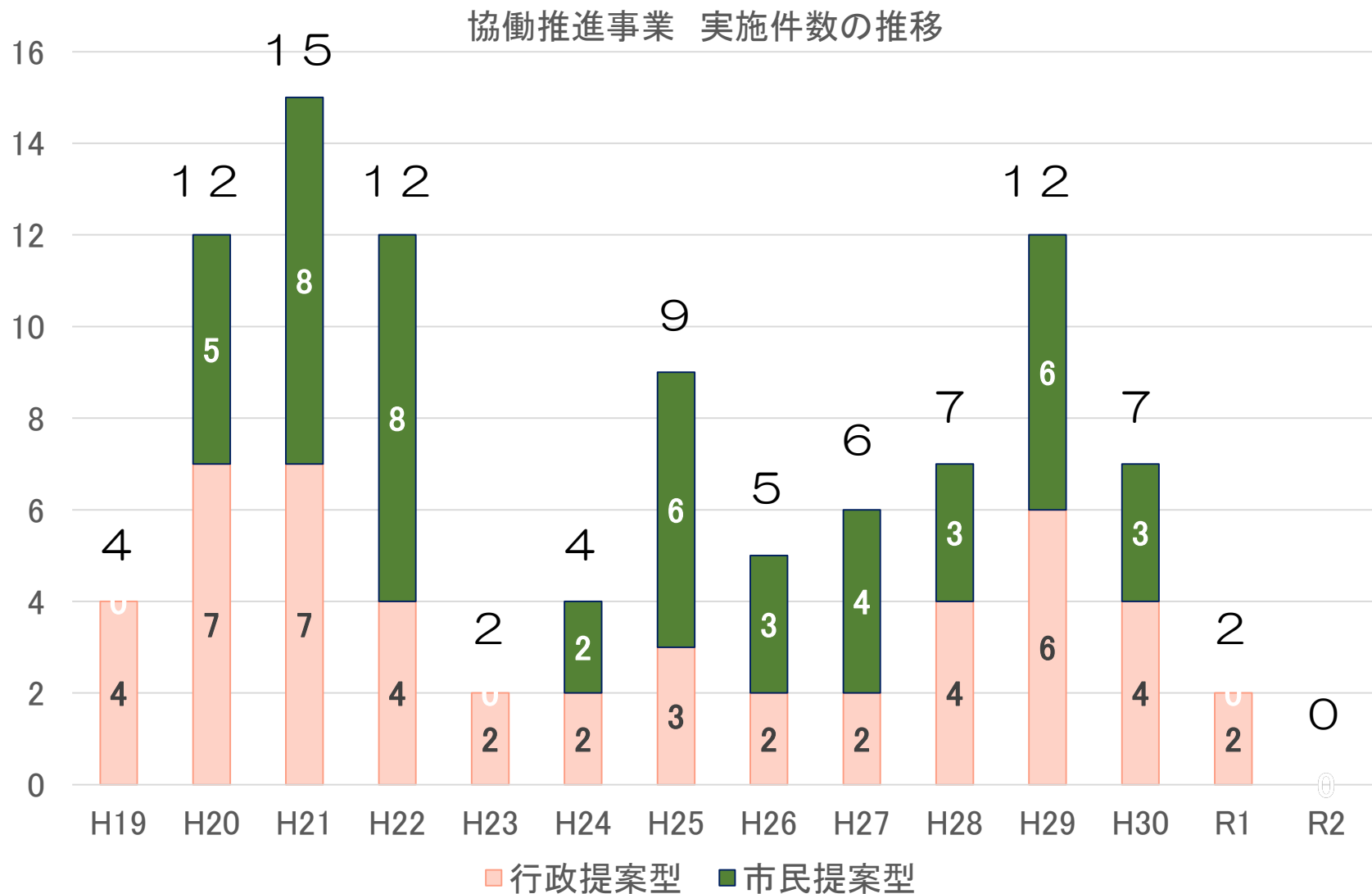
（１）協働推進事業の継続率の低さ【提案の分野別】



（１）協働推進事業の継続率の低さ【提案の分野別】



(2) 協働推進事業実施件数の減少



(3) 市財政状況の変化

令和元年度 当初予算の構成

新たな時代に対応できる
茅ヶ崎をめざして

予算総額 1378億9837万円 (△1.6%)

1) 一般会計予算 722億5597万3千円 (△3.3%)

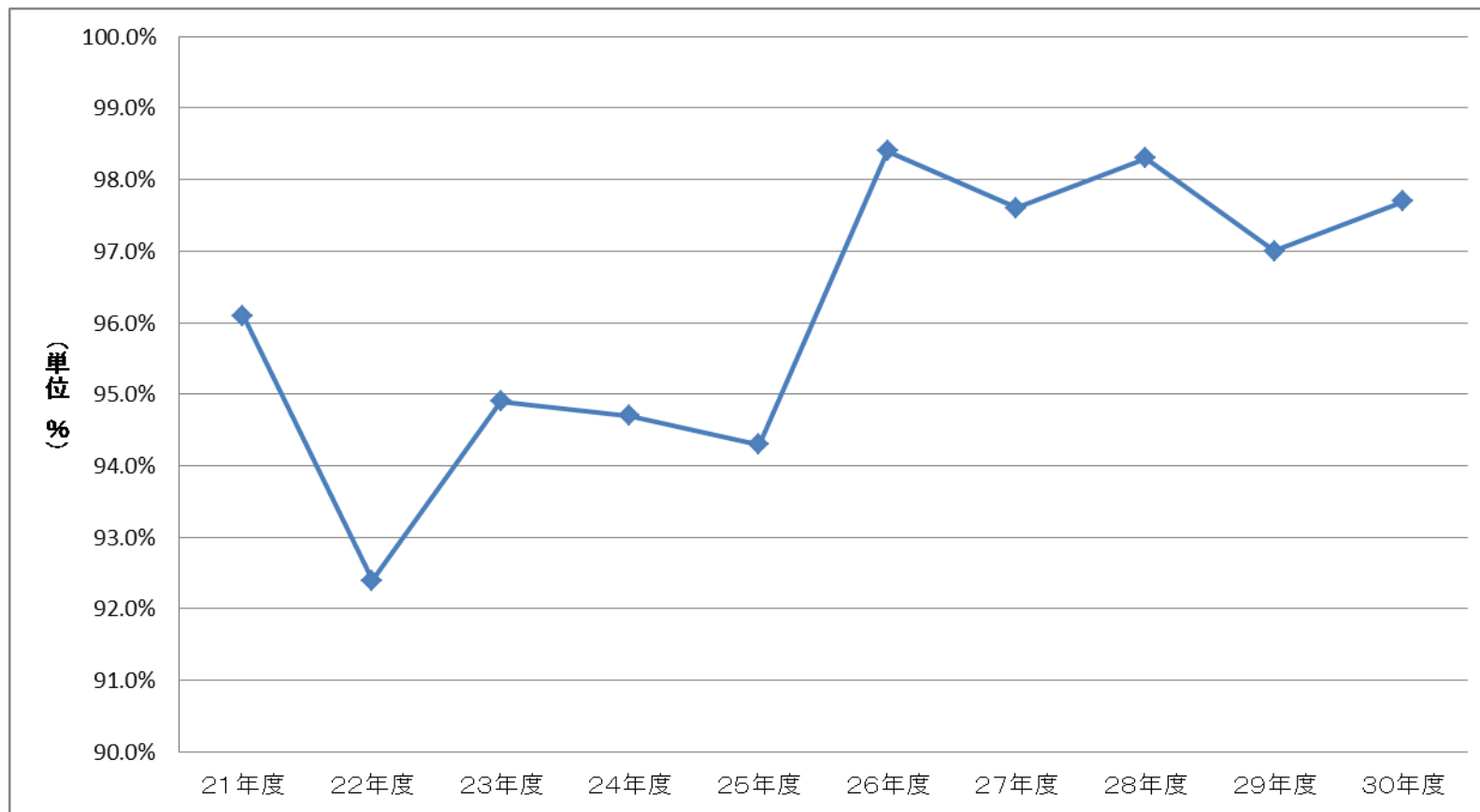
※当初予算及び肉付け予算の総額

2) 特別会計予算 656億4239万7千円 (0.4%)

ア) 国民健康保険事業	230億7100万円 (△0.7%)
イ) 後期高齢医療事業	33億5400万円 (2.7%)
ウ) 介護保険事業	156億9800万円 (4.8%)
エ) 公共用地先行取得事業	7390万3千円 (△79.2%)
オ) 公共下水道事業	93億1196万円 (2.6%)
カ) 市立病院事業	141億3353万4千円 (△2.2%)

経常収支比率の推移

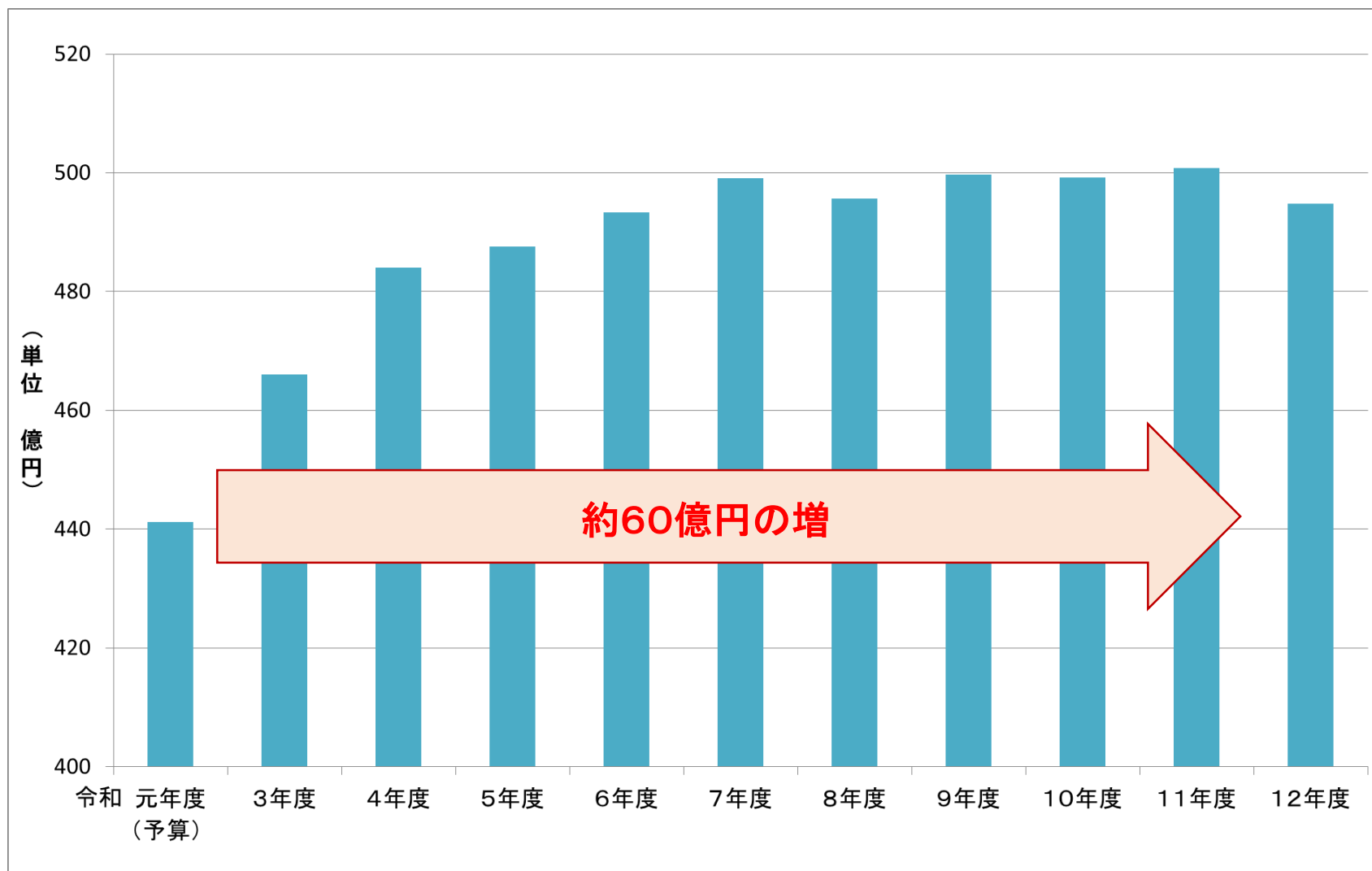
新たな時代に対応できる
茅ヶ崎をめざして



	2 1 年 度	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
経常収支比率	96.1%	92.4%	94.9%	94.7%	94.3%	98.4%	97.6%	98.3%	97.0%	97.7%

義務的経費（人件費・扶助費等・公債費）の将来推計

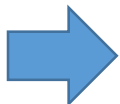
新たな時代に対応できる
茅ヶ崎をめざして



義務的経費が増加すると、政策的経費にまわる
財源が少なくなる

財政見通しの分析及び今後の財政方針

- ・市税の大幅な伸びは期待できない
- ・扶助費、公債費は増加

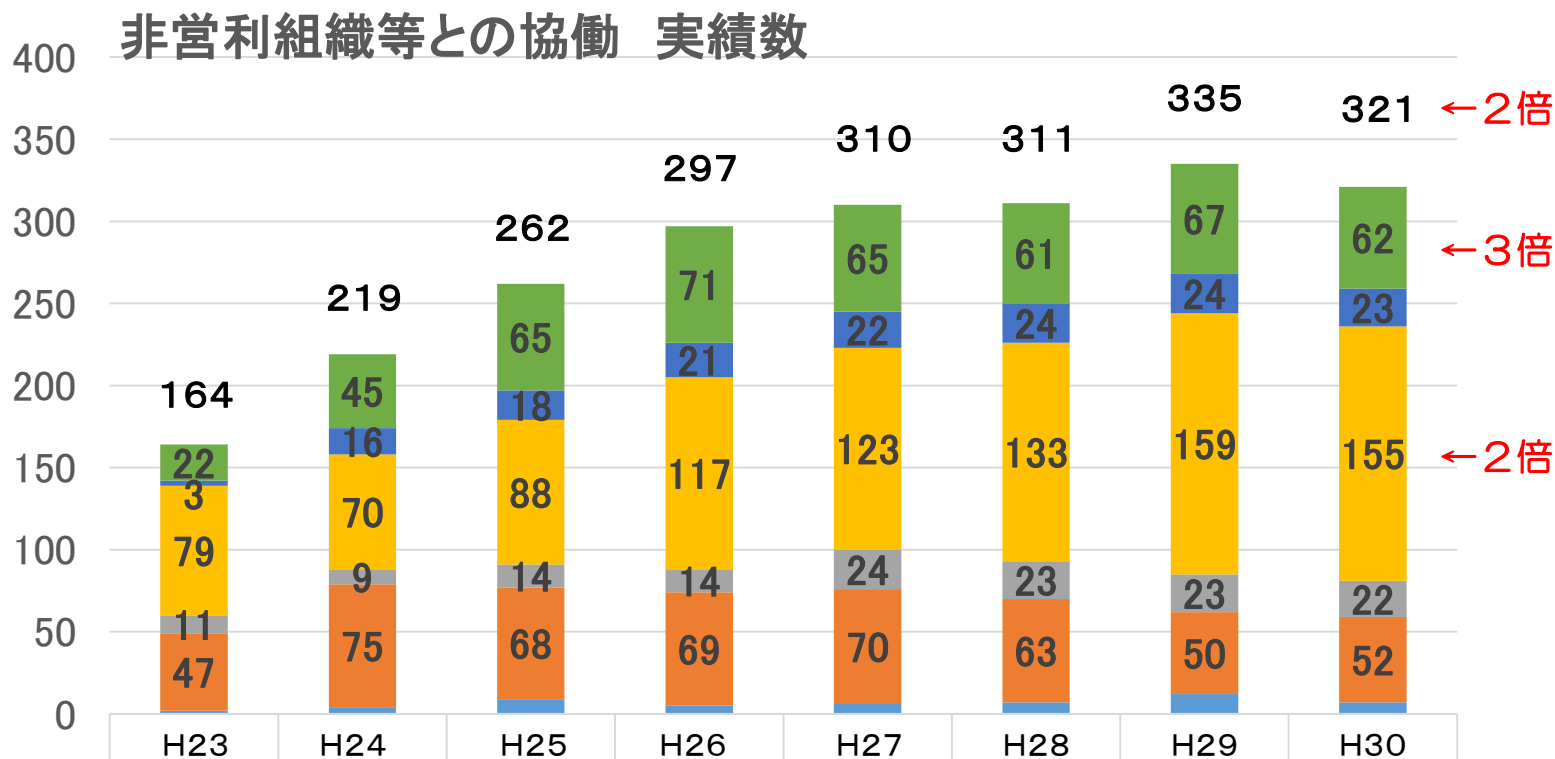


身の丈に合った財政運営を行う必要がある

- ・限られた資源の有効活用
- ・事業の重点化を図る

など

(4) 「非営利組織等との協働」実績の堅調な伸び

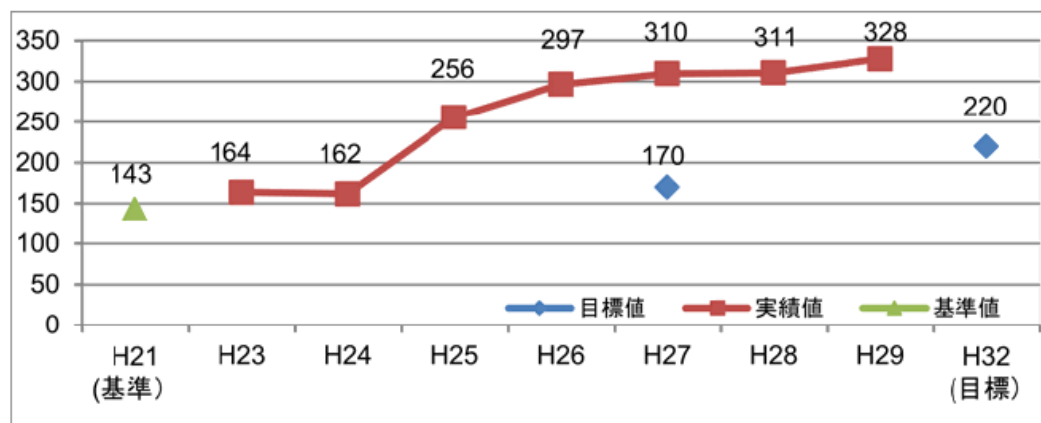


■ 共催	22	45	65	71	65	61	67	62
■ 実行委員会	3	16	18	21	22	24	24	23
■ 事業協力	79	70	88	117	123	133	159	155
■ 指定管理者	11	9	14	14	24	23	23	22
■ 委託(協働委託)	47	75	68	69	70	63	50	52
■ 協働推進事業数	2	4	9	5	6	7	12	7

(5) 新総合計画の策定（令和3年度～）

現行の茅ヶ崎市総合計画基本構想基本理念評価

数値目標：（業務連携・協力する民間非営利組織等の数）



【分析】

社会情勢の変化に対応するため、市政の基軸の一つとして「新しい公共の形成」を位置づけ、行政経営の転換を図るために、各課かいにおいて非営利組織との連携・協力を意識した事業を展開し、市民サービスを継続的・安定的に提供する環境づくりを推進したことで、目標値を大幅に上回りました。特に、防災分野やスポーツ分野を中心に「事業協力」や「共催」手法による事業実施が増加していることが大きな要因となっています。

【今後の課題と取組の方向性】

協働推進事業運用開始当初との市民活動を取り巻く環境の変化を踏まえながら、将来を見据えたうえで、制度のあるべき姿の検証を行います。

(5) 新総合計画の策定（令和3年度～）

骨子案より抜粋

茅ヶ崎市の主要課題

新総合計画を策定するために踏まえておくべき市の課題について、次のようにとらえている。

子育てを取り巻く環境変化への対応と
切れ目のない支援

茅ヶ崎らしい自然資源の保全と活用

未来を拓く人材の育成

安全・安心の確保

活力ある地域経済づくり

人口変化に対応した都市づくり

★ 地域共生社会の実現 ★

・多様な主体との連携・協力による、誰もが豊かに暮らせる体制づくり

★ 連携や協働の深化 ★

・地域内主体との双方向コミュニケーション
・自治体間連携のさらなる推進により、湘南地域全体の維持・発展とその牽引

超高齢社会に対応した仕組みの構築

多様性と包摂性のある社会づくり

持続可能な行財政運営

(5) 新総合計画の策定（令和3年度～）

骨子案より抜粋

行政運営の基本姿勢

「将来都市像を実現するため、社会の変化を的確に捉え、柔軟に対応するとともに、未来に向かって果敢に挑戦するため」の基本姿勢として、次の2つを挙げている。

未来創造への挑戦

①変化に迅速な対応がとれる職員力・組織力の向上

- ・社会環境を的確に捉えた柔軟な対応
- ・新たな発想で積極果敢に挑戦できる仕組みの構築

②質の高い行政サービスの提供

- ・先進技術の積極的な活用
- ・民間、周辺自治体等との連携・協力

③未来に責任をもつ行政経営

- ・選択と集中の観点による限られた資源の有効活用
- ・事業の重点化

市民との関係の深化

①市民との双方向のコミュニケーション

- ・市民と行政の様々な情報共有・相互理解・信頼関係の構築
- ・様々な主体との対話・交流の場の充実

②市民が力を発揮できる社会の構築

- ・それぞれの価値観による多様な主体の活躍の促進
- ・多様な主体の活動が社会的課題に結び付くための相互連携のコーディネート

(5) 新総合計画の策定（令和3年度～）

骨子案より抜粋

政策目標(一覧)

1

子どもがいきいきと輝き、未来を拓くひとが育つまち
(子ども・子育て／教育)

2

地域が活力にあふれ、交流とにぎわいのあるまち
(商・工・農・水産業／観光／雇用)

3

ともに見守り支え合い、誰もが健康に暮らせるまち
(地域・高齢者・障害者福祉／保健衛生・健康／医療)

4

誰もがいつまでも学び、心豊かに暮らすまち
(生涯学習・社会教育／文化・スポーツ／多文化共生)

5

豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち
(自然環境／住環境／資源・環境衛生)

6

安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち
(防災・治水／防犯／消防)

7

利便性が高く、快適で暮らしやすいまち
(都市計画・公共交通／道路)

将来都市像の実現に向けた行政経営
(地域自治・市民協働／行政経営・財政運営／情報政策)

↓具体的には次のスライド

(5) 新総合計画の策定（令和3年度～）

骨子案より抜粋

【次期総合計画での「行政経営」分野の取組】

市民主体のまちづくりの推進

- 積極的な情報発信や対話の場の創出による市民参加の促進
- 市民自らによる地域課題解決に向けた地域コミュニティ支援
- 市民との対等かつ適切な役割分担による連携・協力

行政運営の基盤の確保

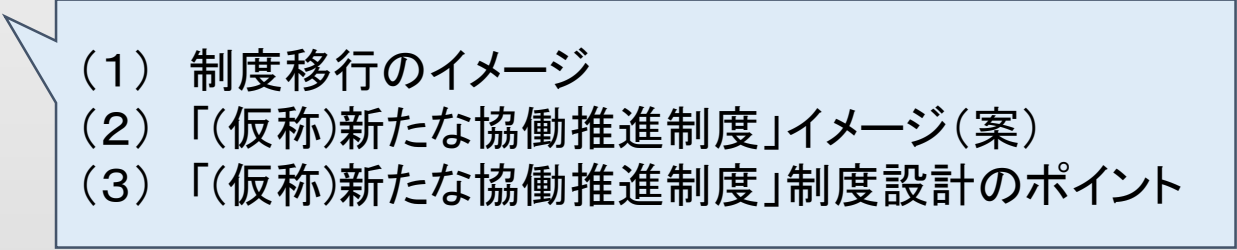
- 民間活力活用やデジタル化による業務効率化・サービスの質向上
- 他自治体との広域連携の推進
- 市民ニーズに的確・柔軟に対応するための職員の資質向上
- 職員が持てる力を最大限発揮できる組織体制・職場環境整備
- 職員の危機管理意識の向上、組織づくり

財政の健全性の確保

- 選択と集中による適正な資源配分
- 中長期的な視点に立った、身の丈に合った計画的な財政運営

協働推進事業の見直し 説明フロー

- 1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ
- 2 協働推進事業見直しの背景
- 3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

- 
- (1) 制度移行のイメージ
 - (2) 「(仮称)新たな協働推進制度」イメージ(案)
 - (3) 「(仮称)新たな協働推進制度」制度設計のポイント

- 4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会
- 5 今後の重点議題
- 6 今後のスケジュール(案)

3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

令和2年度実施事業をもって廃止

協働推進事業

行政提案型

5月 説明会・テーマ庁内募集
6月 テーマ提案課ヒアリング
7～8月 庁議・テーマ決定
8月 行政提案型公募開始
9月 公募説明会

市民提案型

6～7月 制度説明会
8月 市民提案型公募開始
8月～9月 意見交換会

10月末 事業企画提案締切
12月上旬 公開プレゼンテーション
12月下旬 実施事業内定
1年目事業 1,000万円
2年目事業 1,000万円
計 2,000万円 の枠内で採択・予算付
～3月 事業内容等調整

原則2年間繰り返す

4月～3月 事業の実施

庁判断を
もとに、
担当課の
継続

令和3年度から運用開始

「(仮称)新たな協働推進制度」

行政提案型協働

1 1月 「協働」の研修
1 2～1月 「(仮)協働の種」の募集
2月 「協働」に向けた事前打合せ
3月 「(仮)パートナー団体」
選定の相談
4～8月 「協働」に向けた意見交換会

市民提案型協働

1月 「協働」の周知
4～6月 「(仮)協働の種」の募集
7月 「協働」に向けた事前打合せ
7月 「(仮)パートナー課かい」
選定の相談
8～12月 「協働」に向けた意見交換会

協働事業

(協働)委託

市民活動団体等に対し
て事業を委託する。

事業協力

市民活動団体等と市と
の間で、お互いの得意
分野を出し合い協力す
る。

指定管理

市民活動団体等や地域
組織や指定管理者とし
て施設の管理運営を委
ねる。

実行委員会

市民活動団体等と市とで
構成された実行委員会が
主催者となって、事業を
行う。

共催

市民活動団体等と
市が主催者となっ
て、事業を行う。

...

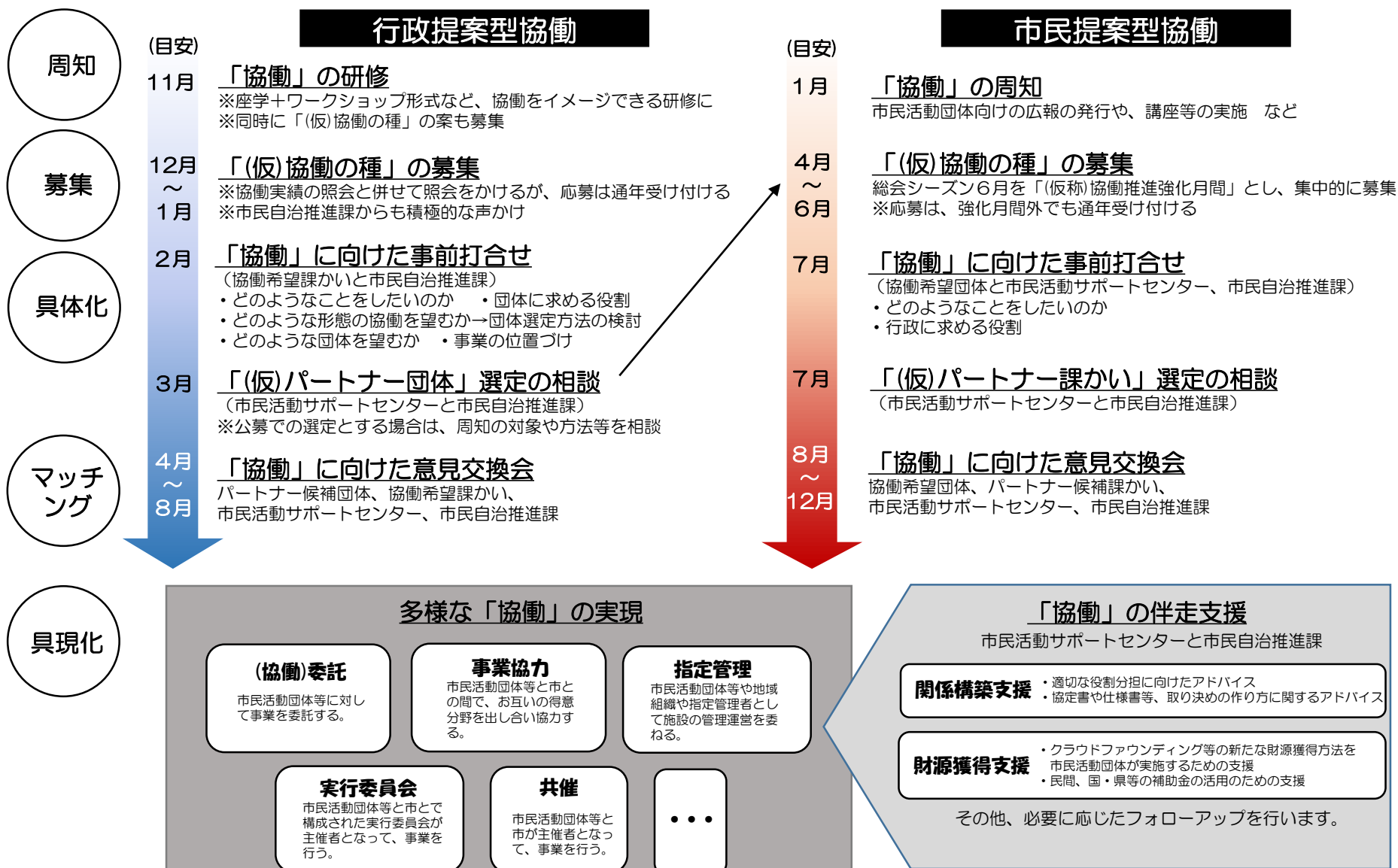
「協働」の伴走支援

- ・関係構築支援
- ・財源獲得支援 等

3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

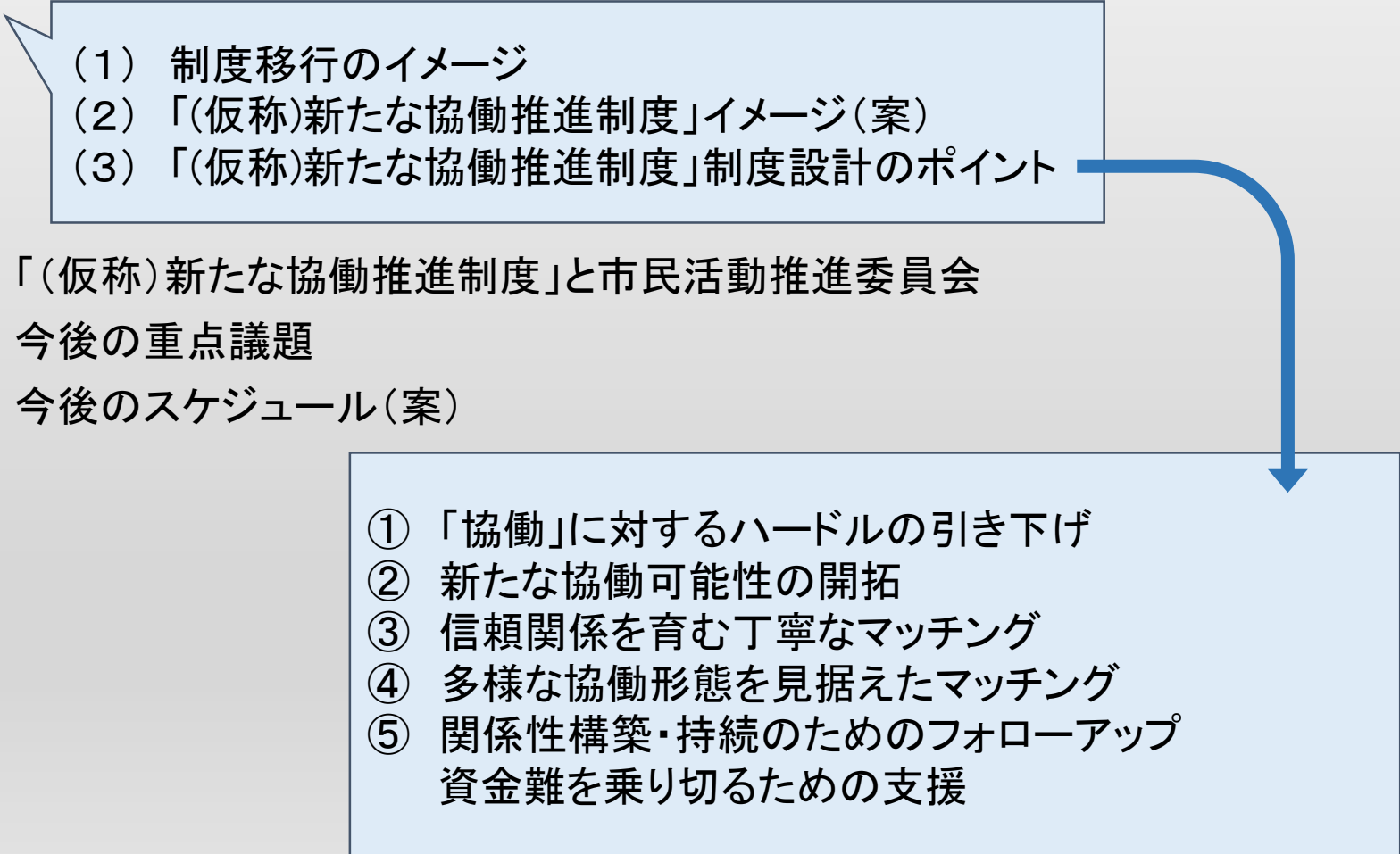
「(仮称)新たな協働推進制度」イメージ(案)

⇒【資料8】をご覧ください



協働推進事業の見直し 説明フロー

- 1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ
- 2 協働推進事業見直しの背景
- 3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ

- 
- (1) 制度移行のイメージ
 - (2) 「(仮称)新たな協働推進制度」イメージ(案)
 - (3) 「(仮称)新たな協働推進制度」制度設計のポイント

- 4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会
- 5 今後の重点議題
- 6 今後のスケジュール(案)

- ① 「協働」に対するハードルの引き下げ
- ② 新たな協働可能性の開拓
- ③ 信頼関係を育む丁寧なマッチング
- ④ 多様な協働形態を見据えたマッチング
- ⑤ 関係性構築・持続のためのフォローアップ
資金難を乗り越えるための支援

① 「協働」に対するハードルの引き下げ

- ・事業化だけではない、より身近な、より多様な形態の「協働」を提案できる。
- ・公開プレゼンテーション、実施報告会への出席が不要に。
それに伴う資料作成等の手間も削減。
- ・(行政側)必ずしも予算確保(財源調整)を伴わない。

【背景】 行政側からみたハードル

「行政提案型協働推進事業について感じる点」
として、「事業予算の確保・調整が課題」と挙げ
た職員は35.9%と最も多かった。

- ・予算の確保の難しさが軽減されればより取
組みやすいと感じる。
- ・行政提案型は予算枠がなくなったことによ
り、うまみがなくなったのでは。

(R1協働推進事業に関する職員アンケート)

【背景】 市民側からみたハードル

「市民活動団体にとって、書類作成やプレ
ゼンにかかる労力が大きい」(市民活動団体
への支援方策に関する調査報告書)

② 新たな協働可能性の開拓

・行政内部での開拓

- 職員研修に実践的な内容を盛り込むなど、「協働推進事業」以外の「身近な」協働イメージの定着を図る
- 積極的な庁内リサーチ

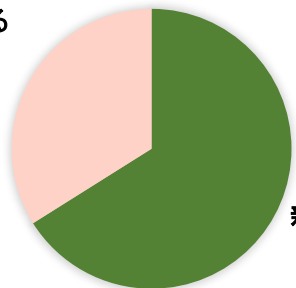
・市民活動団体の開拓

- 「協働」そのものの周知(広報紙、講座等)
- 協働推進月間の設置

【背景】 提案団体の固定化

全事業を通しての新規団体の割合

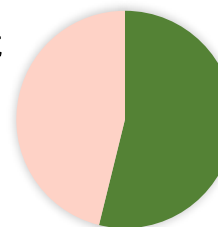
複数回実施
団体による
事業
34%



新規団体に
よる事業
66%

平成28年度以降に実施した事業における新規団体の割合

複数回実施
団体による
事業
46%



新規団体に
よる事業
54%

③ 信頼関係を育む丁寧なマッチング

(行政提案型)

当該分野の団体の現状説明等により、
具体的な協働をイメージし、
不安を払拭した上での
パートナー団体候補選定を実現

(市民提案型)

サポセンと市民自治推進課での聞き取りにより、ビジョンの具体化、
より適切なパートナー課かい候補選定
を実現

【背景】 市民活動団体への不安

担い手としての市民というものが、一体どういう属性を持っていて、どういうふう to 活動可能な状態なのかなど、そのような認識を深めないといけない。(H30第6回市民活動推進委員会)

市の求めるテーマに対応できるNPOが市内にいるかわからない。(H30協働推進事業に関する職員アンケート)

団体メンバーの高齢化もあり、その方々と協働することで意見、ニーズ把握などが高齢者向きとならないか。(R1協働推進事業に関する職員アンケート)

【背景】 行政への不安

市がどのような体系でどのような事業を行っているかわからない中で提案しなければならない。担当課の区分もよくわからない。

「協働推進事業で課題に感じる点」として、43.8%の職員が「団体の信用性・安定性」を挙げている。

- ・団体の能力に不安がある。
- ・パートナーの実績や知識の程度が事前にはつかみにくいのでは。
- ・最低限の人員体制や経営体力などはあらかじめクリアしておいてほしいと思います。

(R1協働推進事業に関する職員アンケート)

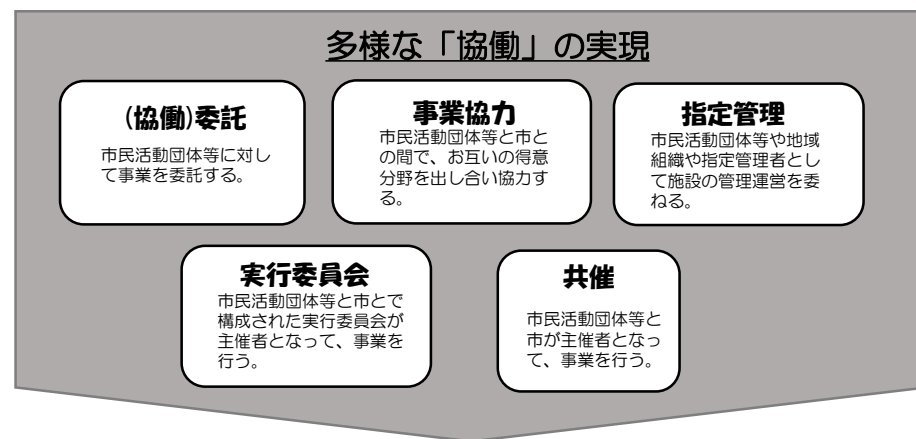
3 (3) 「(仮称)新たな協働推進制度」設計のポイント

④ 多様な協働形態の推進

多様な協働形態があることを前提とし、話し合いの中で適切な形態を模索する。

★役割分担についても、
過去の事例等を紹介しながら
持続可能なものとなるよう支援する。

★市で予算措置を行うものについては、
協働に着手する段階で、
その位置づけも整理する。



【背景】意見交換会の目的

従来の意見交換会では、協働推進事業としての事業化に重点を置いていたため、
その他の形態の協働につながりそうな場合
のフォローアップが十分ではなかった。

【背景】位置づけの重要性

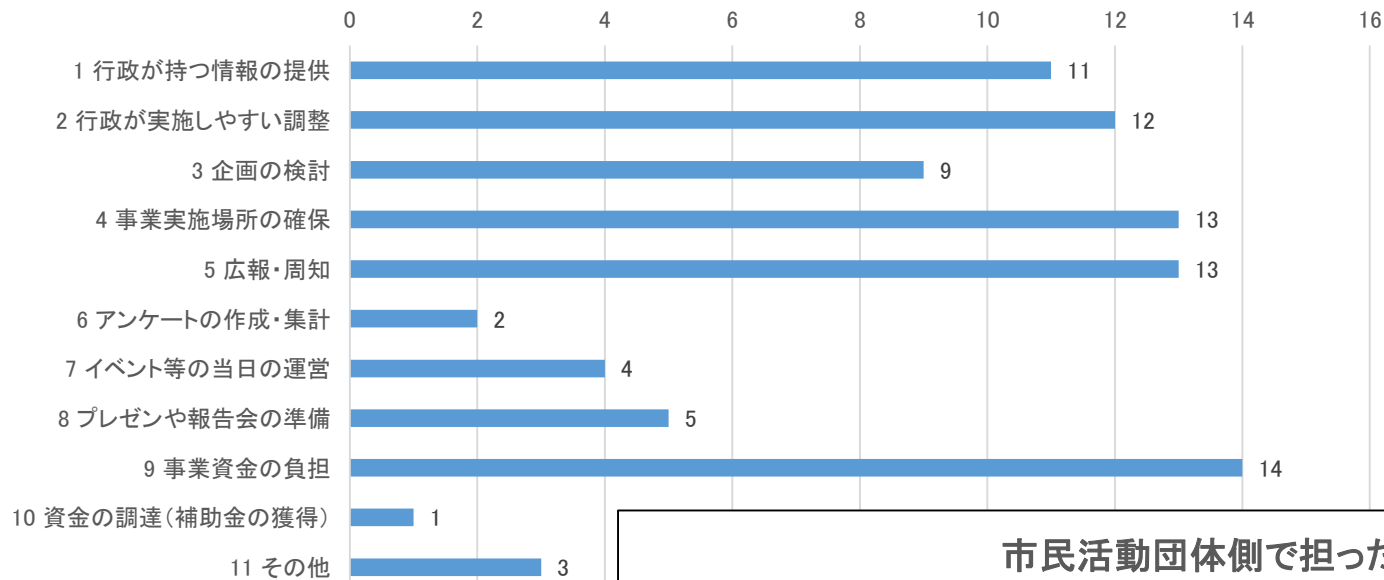
H26年度の制度見直しでは、事業の位置
づけを決めるよう制度化したことで、協働推
進事業の継続率が上昇した。

【背景】役割分担の難しさ

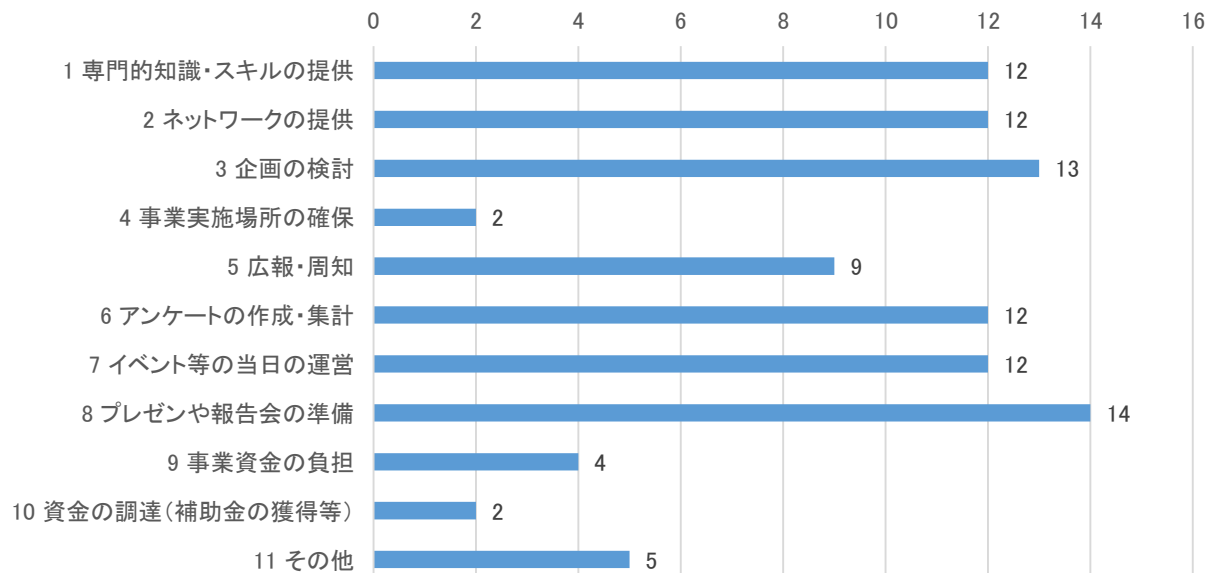
- ・「役割分担の線引きが難しい。」(平成30年協働推進事業に関する職員アンケート)
- ・「以前(協働推進事業を)活用したことがあるが、職員の負担が大きかった。」(平成30年協働推進事業に関する職員アンケート)
- ・「市民活動団体がほとんど単独・独力で実施している」(市民活動団体への支援方策に関する調査報告書)

【参考】 協働推進事業における役割分担（平成28年度以降に実施した事業）

行政側で担った役割



市民活動団体側で担った役割



⑤ 関係性構築・持続のためのフォローアップ 資金難を乗り越えるための支援

「協働」の伴走支援

- ・協働の形態に応じて、協定書等の作り方、結び方等をサポート
- ・資金獲得の方策についても、協働に着手する前に必要に応じて支援
- ・協働着手後も、市民自治推進課や市民活動サポートセンターに相談できる体制に

【背景】 フォローアップ体制の不足

協働推進事業後、その後の団体や担当課のフォローをする体制が、今のところはきちんと構築されていないのが現状だと思うので、そういった困りごとや悩み事も相談できる受け皿があったらいいな。受益者負担がいいのか、協賛がいいのか、税金を使って取組んでいくべきなのか、そういったことも受け皿として何か相談できる体制をつくる。(R1第1回市民活動推進委員会総括質疑)

【背景】 市の施策内の資金獲得の整理

「クラウドファンディングを使って1年目のときに収入が上がった。その収入分については、2年目に利用者サービスという形で、サービスのための予算として使うつもりだったが、茅ヶ崎市側からそういった手法は今は(制度上受け入れられ)ないと認められていないので、最終的には茅ヶ崎市に寄附という形になった。」(H30第1回市民活動推進委員会にて市民活動団体より)

協働推進事業の見直し 説明フロー

- 1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ
- 2 協働推進事業見直しの背景
- 3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ
- 4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会
- 5 今後の重点議題
- 6 今後のスケジュール(案)

4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会

- (1) 「非営利組織との協働」に関する報告を受けての包括的なアドバイス
- (2) 協働のガイドライン等、協働や(仮称)新たな協働推進制度に関する意見提出

5 今後の重点議題

- (1) 「(仮称)新たな協働推進制度」イメージ(案)のブラッシュアップ(令和元年度)
 - ① 協働をより推進するために必要な支援・事務の検討
- (2) 協働ガイドラインの改訂(令和2年度)
 - ① 形態の適切な分類の検討
 - ② 協働の多様な形態ごとの協定書・仕様書等の雛形
 - ③ 協働における人件費の考え方
 - ④ 協働における責任や成果、物品の帰属の考え方

協働推進事業の見直し 説明フロー

- 1 茅ヶ崎市における「協働」と制度の位置づけ
- 2 協働推進事業見直しの背景
- 3 「協働推進事業」から「(仮称)新たな協働推進制度」へ
- 4 「(仮称)新たな協働推進制度」と市民活動推進委員会
- 5 今後の重点議題
- 6 今後のスケジュール(案)

6 今後のスケジュール（案）

令和元年度

10月

第4回市民活動推進委員会（方向性の確認）★本日

協働推進事業実務担当者へのヒアリング

11月
～12月

協働推進事業実施団体へのアンケート

11月

庁内会議（市民参加協働調整会議）

1月

第5回市民活動推進委員会（制度のブラッシュアップ）

2月～3月

庁内会議（政策会議、政策調整会議）

令和2年度

4月

市民活動推進委員会（協働ガイドライン改訂に向けて①）

5月

市民、市民活動団体等との意見交換会

6月

市民活動推進委員会（協働ガイドライン改訂に向けて②）

10月

市民活動推進委員会（協働ガイドライン改訂に向けて③）

10月

市議会への説明（全員協議会）

10月

市民、市民活動団体等への説明会

11月

パブリックコメント手続